

## 緊急小口資金等特例貸付の償還免除について

この資金は、国の決めた要件にあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。

令和5年(2023年)に償還免除の手続きができるのは、令和5年度(2023年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であるときです。

あなたが「償還免除」になるかどうか、「償還免除」になるためにはどうしたら良いか、説明しますので、よく読んで、必要な手続きをしてください。

### 1 あなたが利用した資金を確認してください

資金の種類	借入期間	貸付上限金額
緊急小口資金		20万円
総合支援資金(初回貸付)	1か月～3か月目	単身世帯 月額15万円 複数世帯 月額20万円
総合支援資金(延長貸付) <sup>※</sup>	4か月～6か月目	

※「延長貸付」とは、初回貸付の借入期間を延長する(続けて利用する)貸付のことです。令和2年7月から令和3年6月まで受付けていました。



## 2 償還免除になる金額

令和4年(2022年)4月以降に申請し、

借り入れた緊急小口資金  
または 総合支援資金(初回貸付)

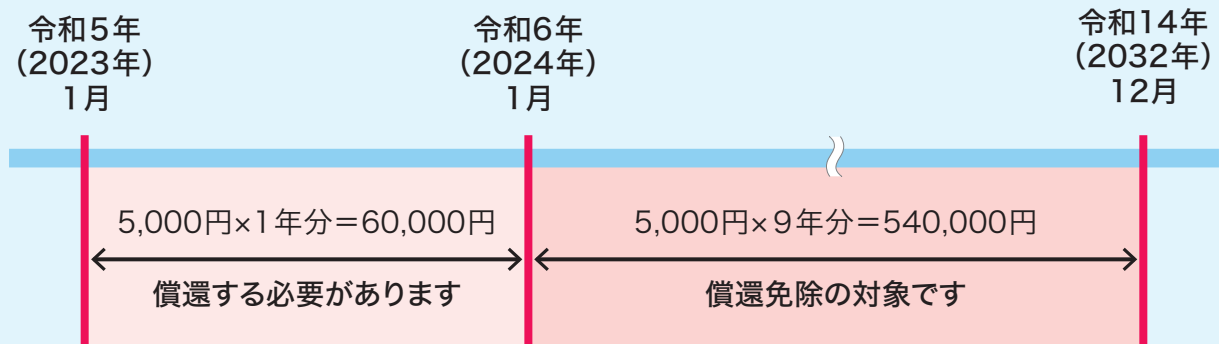
総合支援資金(延長貸付)

残っている  
全ての金額

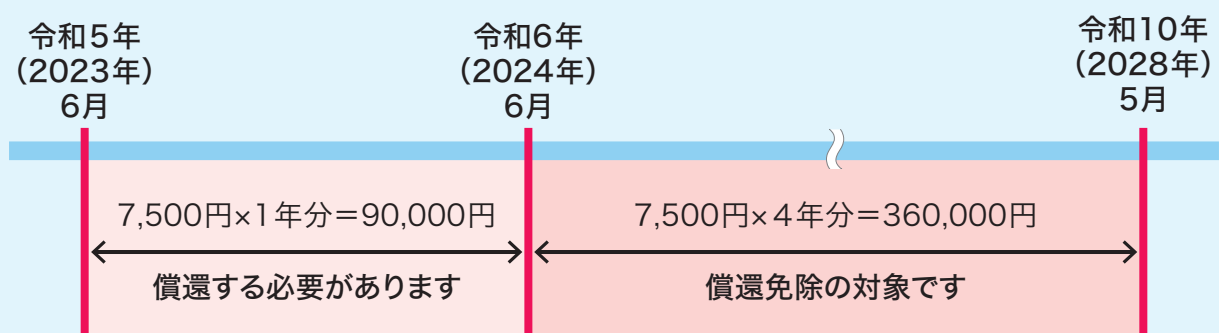
令和5年1月~12月に償還している  
緊急小口資金 または 総合支援資金(初回貸付)

13か月目以降に  
償還する予定の金額

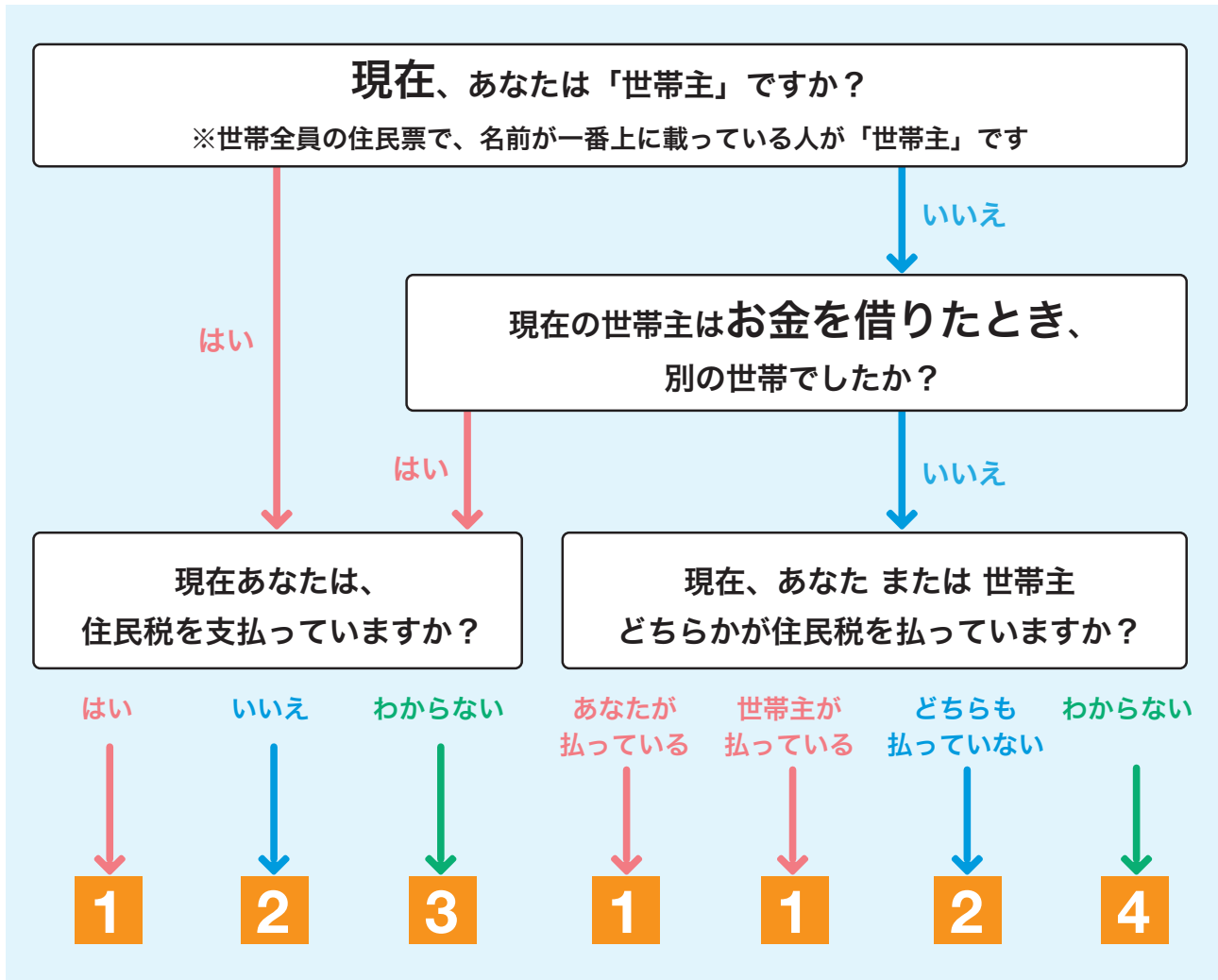
例1) 総合支援資金(初回貸付)60万円を、令和5年1月から10年で償還する予定の場合



例2) 総合支援資金(初回貸付)45万円を、令和5年6月から5年で償還する予定の場合



### 3 償還免除の対象かどうか確認してください

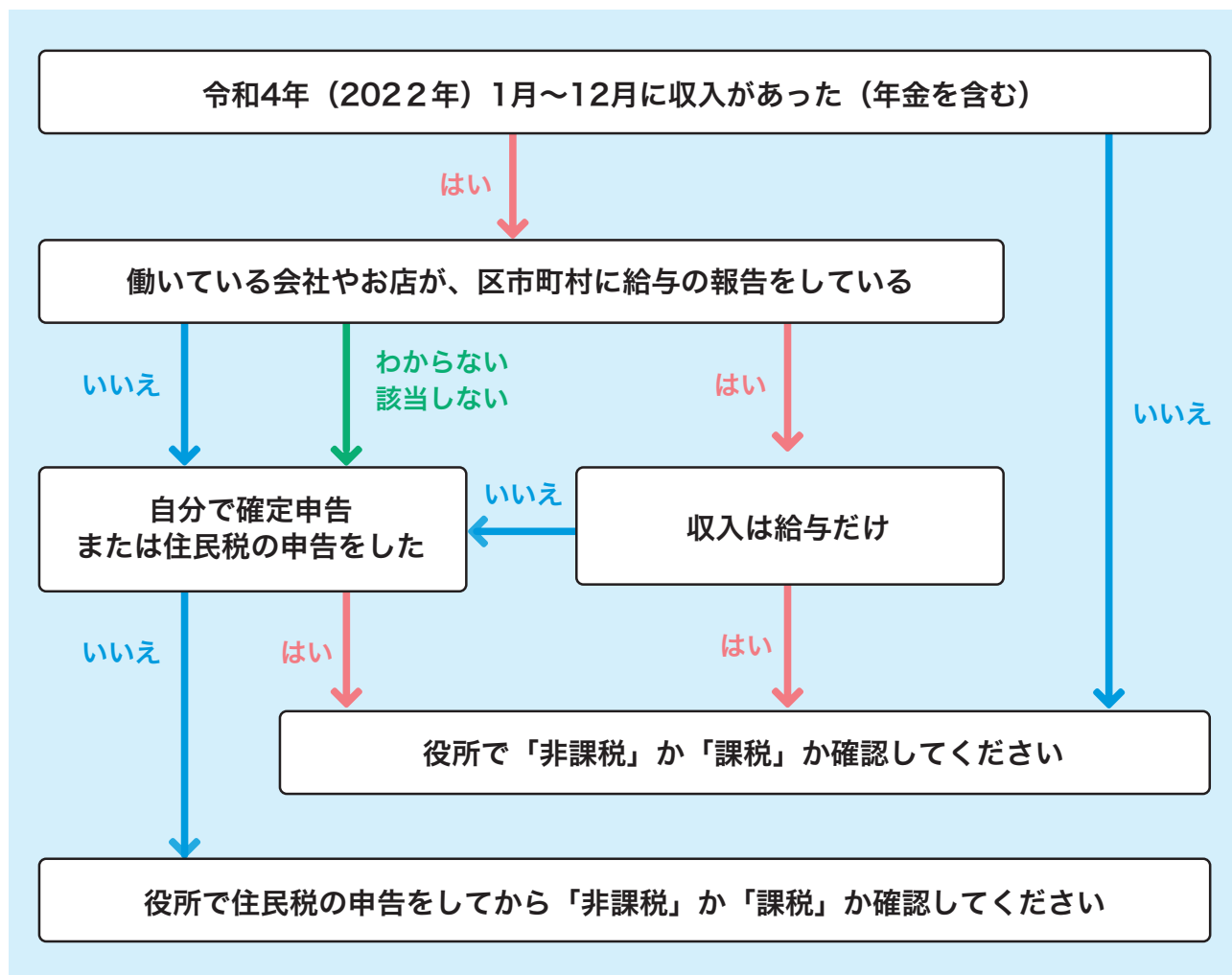


- 1** 償還免除にはなりません → **6** へ
- 2** 償還免除の申請をしてください → **4** へ
- 3** あなたが「令和5年度（2023年度）住民税非課税」かどうか確認してください → **5** へ
- 4** あなたと世帯主が「令和5年度（2023年度）住民税非課税」かどうか確認してください → **5** へ

### 4 償還免除の申請方法

- 申請の締め切り 令和5年（2023年）8月31日（当日消印有効）
- 必要な書類
  - ①住民票（世帯全員が載っていて、3か月以内に発行したもの）
  - ②令和5年度（2023年度）の非課税証明書
  - ③償還免除申請書（同封している書類 [2]）※③の書き方がわからないときは、特例貸付事務センターか、住んでいる区市町村の社会福祉協議会に相談してください
- 申請先 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター  
※この手紙と一緒に入っている封筒に入れて、ポストに投函してください

## 5 住民税について確認する方法



●令和5年度（2023年度）非課税だった → [4](#) へ

●令和5年度（2023年度）課税だった → [6](#) へ

## 6 償還免除にならないとき

償還が始まる前にお知らせを送ります。住所が変わった場合などは届け出てください。

## 7 償還免除申請の手続きが終わったら

令和5年（2023年）9月以降に、償還免除になったかどうか、手紙でお知らせします。

総合支援資金（再貸付）を借りた人には、来年、償還免除について改めてご案内しますので、住所が変わった場合などは届け出てください。

### 問い合わせ先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

☎050-3668-5012（受付時間：平日9：30～17：30）※電話番号が変わりました

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

